

日本イギリス哲学会

第31回総会・研究大会

プログラム・報告要旨

Japanese Society for British Philosophy

Program of the 31st Annual Conference
at Doshisha University

期 日 2007年3月27日(火)・28日(水)

会 場 同志社大学 寒梅館

京都市上京区今出川通烏丸東入
同志社大学 今出川キャンパス

第1日 2007年3月27日(火)

9:30	受付	寒梅館 地下1階ロビー
10:00～11:00	総会	寒梅館 地下1階 ハーディーホール
<hr/>		
11:00～12:00	会長講演 寺中 平治 「G.E. ムアと自然主義の誤謬」 紹介者 紹介者 田中 秀夫 (京都大学)	寒梅館 地下1階 ハーディーホール
<hr/>		
12:00～13:30	昼食・休憩	
<hr/>		
13:30～17:30	シンポジウムI ジョン・スチュアート・ミル研究の現状と可能性－生誕200年を記念して－ 司会：泉谷周三郎 (横浜国立大学名誉教授)・有江大介 (横浜国立大学)	寒梅館 地下1階 ハーディーホール
13:30～13:40	発題	司会者
13:40～14:10	第1報告 リベラリズムはリフォームされているか－今ミルを読み直す理由－	多胡 智之 (成蹊大学非常勤講師)
14:10～14:40	第2報告 J.S. ミルにおける市場と自由－他分野との協働を視野において－	松井 名津 (松山大学)
14:40～15:10	第3報告 J.S. ミルの幸福論	成田 和信 (慶應義塾大学)
15:10～15:30	ティー・ブレイク	
15:30～16:20	特定質問	小田川大典 (岡山大学) 深貝 保則 (横浜国立大学)
16:20～17:20	質疑応答	
17:20～17:30	総括	司会者
<hr/>		
18:00～	懇親会	寒梅館 7階 SECOND HOUSE will

第2日 2007年3月28日(水)

9:30

受付

寒梅館 地下1階ロビー

9:50～12:00 個人研究報告(報告40分、質問20分)

第1会場 寒梅館 2階 211教室

9:50～10:50 竹澤 祐丈(京都大学)

ジェームス・ハリントンにとっての属州とはどこのことか?—植民地統治と土地法規の分析から—
司会 山田 園子(広島大学)

11:00～12:00 樫本 直樹(大阪大学大学院生)

「市民と陶冶」—市民の社会参加とミル倫理学の接点—
司会 関口 正司(九州大学)

第2会場 寒梅館 2階 201教室

9:50～10:50 青木 滋之(日本学術振興会特別研究員)

シドナムとロッカー—自然誌・臨床的方法論をめぐって—
司会 一ノ瀬正樹(東京大学)

11:00～12:00 矢嶋 直規(敬和学園大学)

ヒューム『人間的な自然論』における空間時間論の意義
司会 神野慧一郎(大阪市立大学名誉教授)

12:00～13:30 昼食・休憩

13:30～17:00 シンポジウムⅡ

寒梅館 地下1階 ハーディーホール

古典経験論と分析哲学

司会:伊勢 俊彦(立命館大学)・沖永 宜司(帝京大学)

13:30～13:40 発 題 司会者

13:40～14:10 第1報告 古典的経験論と自然主義
富田 恭彦(京都大学)

14:10～14:40 第2報告 ロックとリパタリアン—刑罰の正当化論をめぐって—
今村健一郎(東京大学大学院生)

14:40～15:10 第3報告 必然性および道徳性に関するヒュームの擁護
久米 暁(関西学院大学)

15:10～15:30 ティー・ブレイク

15:30～16:50 質疑応答

16:50～17:00 総 括 司会者

17:00～

閉会挨拶

会長

第1報告

リベラリズムはリフォームされているのか－今ミルを読み直す理由－

多胡 智之(成蹊大学非常勤講師)

アイザイア・バーリンが『自由論』にミルの目的地を求め、「制限をなくして自由の領域を広げること」だとしたことで、消極的自由の闘士という古典的ミル像は頂点を極めた。しかしその一方で、ガートルード・ヒンメルファープがミルの中に「二人のミル」を見出し、古典的理解は一面的に過ぎることを意識させた。これがミルの著作を包括的に捉え直す試み(リビジョナリー・ビュー)を活発にし、その視点は以後のミル研究の中心を占めている。リビジョニストの主張は主に、『自由論』をミルの功利主義体系に組み込むことで他の著作との間に整合性を保たせること、つまりミルを一人に再統合してミルのリベラリズムを構築することにあった。

ところが最近のミル研究は、これらの試みを必ずしも成功したものと評価しない。というのも、リビジョナリー・ビューもまた古典的理解と同様、制限の縮小と自由の拡大とを等号で結ぶ図式を『自由論』の中心に据えていると分析されるからである。そして彼らは、この図式が現代における自由や個性などの理念の中核として継承されていると考える。

よって本報告では、古典的理解から継受されるこの図式を退ける彼らの議論を通して現在のミル研究の方向性を考察する。彼らの主張の力点はそれぞれ異なるものの、彼らには明らかに共通の指向性がある。その指向とは、古典的理解が自由の敵とした様々な制限、例えば道徳や慣習、社会などに積極的な評価を与えることで『自由論』を、ひいてはミルのリベラリズムを再構築することである。

彼らの理解では、“自由の敵”とは個人の自律的行為を可能とするフィールドを提供するものとして積極的に評価される。個人を取り巻く網の目状の政治的・社会的関係性はこのフィールドで文脈を形成し、その文脈に属する個人の生の状況を基底する力を持つ。古典的理解が自由の敵としたこの力が『自由論』並びにミルのリベラリズムで特定の役割を担っているとして、彼らは権力と自由との相補性を主張するわけである。

関係性の持つ基底力は、道徳的強制や社会的圧力によって、下劣だが私的な行為を是正しうる。『自由論』を含めたミルの思想は全て、適切な関係性による新たな道徳的信念や権威を指向しているという彼らの議論は、ミルのリベラリズムを単純な消極的自由擁護論としてではなく、道徳改革・道徳的再生を指向する、関係性を内在した議論として再解釈する試みである。そしてそれは、ミルの古くて新しい政治哲学理解から、個人とコミュニティとの関係を断つことのないリベラリズムを導出する試みでもある。

この試みは、リベラリズム批判への応答可能性をそれ自身に内包させる点で注目に値するが、さらに興味深いのは、新しい政治哲学としてミルのリベラリズムを再解釈する過程からそれを抽出する点である。このことはミル研究の現状の特徴であると同時にミル研究の新しい可能性を提示するものであり、それ故に我々に今ミルを読み直す理由を与えている。

最後に報告タイトルの趣旨について触れておきたい。リベラリズムは自身への批判を取り込む形で卓越主義的リベラリズムを派生させたが、この新しい形態は果たしてリベラリズムのリフォームによるのだろうか。それは、近代リベラリズムの源流であるミルの本来の意図への回帰なのではないだろうか。この視点は、本報告を現代リベラリズムの問題意識にも深く関係させるのである。

第2報告

J.S. ミルにおける市場と自由－他分野との協働を視野において－

松井 名津 (松山大学)

19世紀古典派経済学研究が、リカード・マルサス対抗軸を中心とした図式から、当時の知的ネットワーク全体を視野におきつつ、個別経済学者の特徴を位置づけるものとなる中で、ミルがどのように彼自身の経済学を形成し発展させようとしたのかという問題が再度問われてきている。これはさらに、市場や「経済学」の位置づけをめぐる19世紀知性史的問題設定枠組みの中で、ミルが経済学の必要性や意義をどのように正当化したのかという課題を意識したものといえよう。

以上のような研究動向の中で、今後もミル経済学研究は他分野でのミル研究との連携を積極的に行っていく必要があると考える。そこで経済学と他の分野での連携の突破口となる点をいくつか指摘しておきたい。まずミル経済学の中で理論と社会哲学の関係が、主として社会科学方法論として展開され一定の成果を上げてきた。その中から「科学」と「アート」の連関、経済学が前提としている人間像、19世紀知性史上での「科学」の位置づけへと研究が進化している。ここでミル功利主義体系において、科学に目的を与える「アート」や Arts of Livings が、どのように位置づけられるのか。さらに、経済政策論や市場と国家の関係性といった問題をはらみつつ、福祉国家と功利主義の関係性といった視点が必要となるだろう。さらに、宗教論や自然論も含めて「アート」と「サイエンス」の関係を見直す必要があるのではないか。従来あまり研究されてこなかったミルの詩論等における「詩と真理」関係と、「サイエンスと真理」の関係の相違といった点においては、広い哲学的探求との連携が必要であると考えている。

次に経済的自由に関してだが、ミルにおける経済的自由の問題は、労働者のアソシエーション論との絡みで論じられる場合が多かった。ミルがアソシエーションを評価するのは、自己利益を基盤としつつも協働関係を築き、「コンセンサス」(社会的相互連関性)に気づく教育的効果にあった。この点で、すでにアソシエーション論と地方自治論が車の両輪ではないかという指摘がなされてきたが、現在ミル政治学研究の領域では、ミルが推奨している政治制度が地方自治を通じて住民の政治的成熟を促すものとなっているかどうかに関しては議論が分かれている。従って、アソシエーション論と地方自治論の連関に関しても、新たな研究を土台として再度考察し直す必要があるだろう。またミルはアソシエーションという形態において労働者が資本を雇用するという点を、労働者の真の自立と同時に、労働者が市場のシグナルに鋭敏になるという点からも評価していると考えられる。ミルにとって市場は思惑 speculation に基づき試行錯誤を繰り返す学習過程としてとらえられている側面があり、こうした試行錯誤を通じて各個人はコンセンサスに気がついていくのである。ここで市場は個人の自由な試行錯誤過程を通じた社会性獲得のための教育的制度として働いているといえるのではないだろうか。とすれば、政治的な教育効果と社会経済的な教育効果の連関という視点も必要になってくるだろう。

以上のような市場を通じた社会性への教育という仮説が一定程度の有効性を持つとすれば、こうした市場への参加を認められない、参加しないと考えられているのは誰か、またそれはどのような理由によるのかという問いが問われなくてはならない。ミルにおける帝国主義と女性の問題である。たとえば女性の政治的参加を推進しつつ、市場への参加を積極的には肯定しないミルの主張は、女性の社会性獲得を限定することにつながる。しかしその一方、現実の市場で涵養されるエートスが「他者を押しつける」エートスでしかないとすれば、こうしたエートスとは別のエートスをもつと仮定された女性の役割を擁護した側面もあるだろう。この点は社会における多様性の確保という観点から、改めて他分野での議論と比較対照する必要があると考える。

第3報告

J. S. ミルの幸福論

成田 和信 (慶応義塾大学)

過去の哲学者が残した優れた論考(テキスト)を読みながら、彼らと対話し、それを通じて自らが今抱えている問題への考察を深めるという営みを含むところに、哲学という学問の特徴があるように思う。たとえば現に、現代の哲学者の多くが、J. S. ミルのテキストを読み、自らが取り組んでいる問題に関する洞察をそこから読み取ろうとし、同時にまた、自らの思考の枠組みをテキストに読み込み、そうして解釈されたミルの理論がさまざまな問題にどのように応えるかを吟味することで、自らの考えをより確かなものにしようとしている。

このことは、私がシンポジウムで取り上げようと思っている幸福(あるいは、良くあること well-being)の問題に関しても変わらない。幸福の問題は、功利主義の洗練化と相まって、近年多くの関心を集めている。それは、たとえば James Griffin の *Well-being* (1986) や L. W. Summer の *Welfare, Happiness & Ethics* (1996) といった成果となって現れている。幸福をめぐる最近の議論においては、幸福に関する見解は、心的状態説(幸福はたとえば快感や快適な経験といった特定の心的状態から成るという説)、欲求充足説(幸福は欲求の実現から構成されるという説)、客観説(幸福は心的状態や欲求充足とは独立に成立するという説)の3つに分類され、その優劣が検討されている。このことが背景となって、ミルの幸福論をめぐる議論のなかでも、(1)「ミルは心的状態説を唱えているのか、それとも、客観説を支持しているのか」ということが問題にされている。ミルのテキストの中には、前者を支持しているように見える叙述もあれば、後者を提唱しているように見える表現もある。これをどう解釈したらよいかの問われている。

次に問われているのは、(2-1)「ミルは、『快(幸福)の質』ということは何を意味しているのか」ということである。この問題への答えは、(1)の問題にどう答えるかに応じて変わってくるし、逆に、この問題にどう答えるかによって(1)の問題への解答も決まってくる。また、この問題との関連で、(2-2)「ミルは快(幸福)の量と質の関係をどのように捉えているのか」ということも問題にされている。とくに、幸福の度合いを決めるさいに、快の質の高さは量の多さをつねに凌駕する、とミルが考えていたのかどうかは、解釈者の間で論争的となっている。

(1)と(2)の問題は、(3)「ミルの理論の中では、幸福の問題は自由の問題とどう関係しているのか」という問題に結びつく。ミルは『自由論』の中で、自由の原理は功利原理にもとづいているという趣旨の発言をしている。すなわち、ミルは功利主義の枠組みの中で自由を確保しようとしている。そして、その確保の手順を明らかにするためには、(1)と(2)の問題に触れざるを得ないように思われる。功利主義が納得のいく仕方で自由を擁護できるか、ということは、功利主義の可能性と限界を見定めるうえで重要である。したがって、この問題(3)は、功利主義の妥当性という観点からも、現代の哲学者の関心を集めている。

私はこのシンポジウムで、ミルの幸福論にまつわる以上3つの問題に対して近年提出されているいくつかの見解を紹介しようと思っている。さらに、それらの検討を通して、3つの問題に対する私なりの見解を示すことができればと願っている。

ジェームス・ハリントンにとっての属州とはどこのことか？ —植民地統治と土地法規の分析から—

竹澤 祐丈 (京都大学)

ジェームス・ハリントンの『オシアナ共和国』(1656年)で描かれるオシアナは、(狭義の)オシアナ(イングランド)と、マルベシア(スコットランド)並びにパノピア(アイルランド)という名を持つ二つの属州 province とを包括する複合共和国 composite commonwealth として描かれている。

加えて、ハリントンの議論には、新たな属州の獲得に関する議論も含まれることから、研究史においては、『オシアナ』は、宗主国オシアナの利益を拡大するための、領土拡大的帝国論とみなす解釈がある一方で、人類全体の自由の拡大を使命とする宗教ミッションのための書とする解釈もある。そして非常に興味深いことに、この二つの相反する解釈はともに、ニコロ・マキャヴェッリの拡張型共和国論にハリントンが強く影響された結果として、領土的拡大こそが『オシアナ』の主張であると見なす点では共通している。

確かに、ハリントンはマキャヴェッリから多大な影響を受けている。両者はともに、属州と宗主国との望ましい関係、属州統治のあり方、自由の拡大と栄光のしるしとして勢力圏の拡大を位置づけることなどに関して、類似の議論を展開している。

しかしマキャヴェッリは、植民地の編入に際して、論功行賞としての獲得領土の分配問題を、土地所有に関する法規 agrarian law との関係で議論するが、ハリントンはこの点についてほとんど言及しない。またハリントンは、土地所有に関する法規を、主として、土地の相続に関する法として描き、新たな植民地の分配によって獲得された土地に関する規定はほぼ存在しない。つまり、ハリントンは、ローマを悩ませた分配問題を論ずることなく、新たな植民地の獲得に関して論じている。そしてこの点は、土地所有に関してより詳細に論ずるマルベシアとパノピアの場合と非常に対照的である。

以上から次のように言えるのではないだろうか。すなわち、一見すると、ハリントンの植民地論は、植民地一般の獲得についてのマキャヴェッリの議論をハリントンが踏襲した産物のように見えるけれども、実は、特定の植民地を念頭に置いて、マキャヴェッリの議論を援用しているだけではないか、と。そして管見によれば、このズレこそ、『オシアナ』での植民地論が、イングランド、スコットランド、アイルランドの統合問題、いわゆる旧三王国問題を一番の念頭に置いていることの証左であると考えられる。

そこで本稿は、ハリントンが拡大型共和国論における中心的主張は、上記の通説が前提とする共和国の拡張ではなく、イングランド、スコットランド、アイルランドの旧三王国問題への処方箋、つまり統合論の提示であったことを明らかにする。

<主要参考文献>

J.G.A. Pocock ed. *The Political Works of James Harrington* (Cambridge, 1977) .

Jonathan Scott, *Commonwealth Principles : Republican Writing of the English Revolution* (Cambridge, 2004) .

Blair Worden, 'English republicanism' . in J.H. Burns & Mark Goldie eds., *The Cambridge history of political thought 1450-1700* (Cambridge, 1991) . pp.443-475.

David Armitage, *The Ideological Origins of the British Empire* (Cambridge, 2000) (デイヴィッド・アーミテージ (平田他訳) 『帝国の誕生』、日本経済評論社、2005年)。

David Armitage, 'The Cromwellian Protectorate and the languages of empire' , *Historical Journal*, 35 (1992) , 531-55.

岩井淳「複合共和政帝国論—ハリントン『オシアナ共和国』分析」、大西晴樹他編、『<帝国>化するイギリス—十七世紀の商業社会と文化の諸相』、彩流社、2006年 所収。

シドナムとロック —自然誌・臨床的方法論をめぐって—

青木 滋之(日本学術振興会特別研究員)

イギリス経験論哲学の嚆矢を放ったと評されるロック(1632-1704)の『人間知性論(1690)』には、これまで研究者によって指摘されてきたように、様々な思想的な背景が混入している。第一に、スコラ的な語彙から開放された明晰な哲学や、「観念」といった語彙をデカルトから継承し、第二に、物体の性質理論や、物的実体の実在の本質といった自然学と関連した領野において、ボイルの粒子哲学を吸収した事が認められる。しかしながら、これらデカルトの哲学やボイルの粒子説からの影響は、あくまでも読書を通じた理論的な影響であったのに対し、第三の影響として挙げられるシドナム(1624-1689)からの影響は、文字通り直接的なものであった。そして、ロック哲学にとって最も特徴的と思われる要素は、主にこのシドナムからの影響であるところの、観察経験の重視(感覚不可能なものへの不可知論)であるように思われる。そこで本発表で私は、ロックがシドナムから学んだ「記述による平明な方法(Historical, plain Method)」とはいかなるものだったのか、そして、ロックはこの方法論をどのようにシドナムから継承したのか、これらの点について考察を加えてみたい。

まず始めに私は、ロックが『人間知性論』において展開することになる自然誌的な方法論が、実質的に1671年の草稿A,Bにおいてすでに現れている点を指摘したい。確かに、これら草稿においてロックは、「記述による平明な方法」という表現によって自らの方法論を明示してはいないが、いくつかの重要な点において、すでに自らの基本的な経験論のテーゼを提出していることが確認される。それゆえ我々は、1671年よりも前のロックの動向に注意を向ける必要がある。

ロックはオックスフォード時代(1652-1667)からすでに、ウィルキンスら実験哲学クラブのメンバーと親交を結び、ボイルとの血液研究や、ローワーとの呼吸についての研究を通じて、実験哲学の方法論を習得していたが、彼を本格的な臨床的な医学へと導いたのは、ロンドンに移った(1667)後のシドナムとの共同研究である。ロックはシドナムとの共同執筆により(近年、メイネルの指摘によりロック自身の著作とも言われる)『解剖学(Anatomia, 1668)』『医術について(De Arte Medica, 1669)』といった小品を著すが、そこで我々は、臨床を重視し、本質的原因への思弁を拒絶する、毅然とした経験論的な態度を見出すことになる。近年のウォルムスリーの手稿研究によると、ロックはシドナムと面会する以前に出版された、シドナムの著作『熱病治療の方法(Methodus Curandi Febres, 1666)』をすでに熟読していたが、シドナムとの共同研究に入ってから後には、同著の第二版(1668)にシドナムを讃える詩を献じるに至っている。この事からも、ロックがシドナムの著作に通じ、その思想に共鳴していったことは明らかである。そして、上記のような態度は、数年後の『人間知性論』草稿A,Bにもはっきりと見て取れることが、ここでは最終的に示される。

そして最後に私は、以上のようなバックグラウンドが『人間知性論』において支配的であるという、近年のウォルムスリーのテーゼを検討することにした。確かにロックは、物体の実在の本質や、粒子の観察可能性について不可知論的な立場を強く打ち出しているものの、彼が自然学的考察と呼ぶところの、知覚の原因についての推論的な議論において、草稿A,Bよりもかなり踏み込んだ議論を行っていることが確認される。それゆえに、ウォルムスリーのテーゼは強すぎることを、さらに、自然誌的な探求と仮説的な探求は『人間知性論』において必ずしも矛盾するものでなく、相補的なものであることを、テキストから明確に示したいと考えている。

「市民と陶冶」—市民の社会参加とミル倫理学の接点—

樫本 直樹 (大阪大学大学院生)

本発表では「市民が社会に参加するとはどういうことか」ないし「市民として何かを考え、ふるまうとはどういうことか」ということ、そしてその問いを真摯に考えた人物としてJ.S.ミルをとりあげ、彼がどのように考えたのかということの問題にし、そこから何が言えるのかを考える。

近年、科学技術を中心とした政策の議論の場に、市民がかかわる可能性を模索する動きが出てきた。例えば参加型テクノロジーアセスメント(PTA)と呼ばれる専門家、行政、企業、市民とがコミュニケーションを取りながら共同で考える試みなどがあげられる。

では、そうした動きの背景には何があるのだろうか。従来、科学技術に関する決定は専門家をはじめとする少数の人々によってなされていた。その判断は高度の専門性と客観的な知識に対する信頼に支えられていたが、われわれの生活に対する科学技術の影響が大きくなるにつれて、その限界があらわになったこと。つまり、科学的な知識のみでは答えることができない「価値にかかわる問い」の存在があげられる。また、科学技術の産物が社会に大量に流入することによって、恩恵をもたらす一方で広範なリスクをもたらすようになったことなどがあげられる。周知のように、ミルは『自由論』において「危害原理」を提示することによって、社会的領域(他人にかかわる部分)と個人的領域(自分のみにかかわる部分)を区別し個人の自由を擁護したが、この二つの領域をわける「危害」は比較的特定しやすい危害が念頭に置かれていたように思われる。しかし、フロンガスによるオゾン層破壊や原子力発電所にかかわる問題はそうした領域の区別を容易に越え、個人の領域へと侵入してきてしまう。そうした事態に市民が声を上げざるをえなくなる、つまり社会的諸問題を自分自身の問題として考えざるをえない状況が「市民の社会参加」を、そしてそれを促す試みを後押ししているのかもしれない。しかしながら、そうした動きは肯定的に評価できるものの、単に市民がそうした場に出かけて行けばよいというものでもないだろう。そこでは市民として何をするのが問われると思われる。

では、ミルは「市民である」ということをどう考えたのか。この問題を考えるにあたってはいくつかのアプローチが考えられる。一つ目は、自身が参加した「公開討論」を通して得られた「半真理」についての考え方、二つ目は『代議制統治論』における「市民の政治参加」ならびに「公共精神の学校」というタームを手がかりとする議論、そして三つ目として私的利益と公共善との関係を問題とする功利主義的議論である。本発表では二つ目のアプローチ、つまり『代議制統治論』において展開される自由な統治形態をめぐる議論の核にある「政治参加による人間性の陶冶」という考え方に注目しつつ「市民の社会参加」について考えたい。

ただ、一見して明らかなように、先にあげたPTAが問題とするのが「市民の社会参加」であるのに対し、ミルが問題としているのは「市民の政治参加」であるという違いがある。それゆえ、これら二つの事柄を単純に並列に論じることは注意しなければならない。しかしこれらの違いゆえに見えてくること、つまり「市民」や「参加」ということを考える際に考慮を要する論点があるように思われる。

ヒューム『人間的自然論』における空間時間論の意義

矢嶋 直規 (敬和学園大学)

ヒュームの空間時間論は、『人間的自然論』(1739-40) 第一巻において最もしばしば無視され、否定的な評価を与えられてきた議論である。しかしもちろんこのことは、空間時間論がヒュームの『人間的自然論』全体の構想において余計なものであることを意味しない。それどころか、一見その重要性がわかりにくい空間時間論の解明が『人間的自然論』の正確な理解にとって極めて重要なのである。『人間的自然論』をことさらニュートンの物理的自然論に対置される理論として提示したヒュームが、同書において空間時間論を正面から論じていることそれ自体が、空間時間論に対するヒューム独自の視点の存在を物語っているといえよう。

本報告で私はヒュームの空間時間論を三つの側面から解明したいと思う。第一に、ヒュームが空間時間論を論じるにあたって、直接的な批判対象として念頭においていたデカルトおよびロックの議論との関連である。第二にヒューム認識論の他の重要な議論、とりわけ外的物体論と空間時間論の関係である。そして第三に、ヒュームの空間時間論が『人間的自然論』全体の本来の根本的狙いである道徳の解明に果たす直接的、間接的な意義である。これらの課題はヒュームの空間時間論の論述において常に意識されている。空間時間論の道徳哲学化はヒュームの議論の眼目であり、それによって、ヒューム認識論全体の道徳哲学的意義も明らかにされるであろう。

デカルト、ロックとの関連において、ヒュームの空間時間論がデカルトにおいて最も中心的な概念の一つである延長概念を全面的に批判する狙いをもっていることは明白である。ロックは空間時間の存在を無限の観念の可能性と関連させて主張した。ヒュームによる無限分割の不可能性の議論は、「コピー原理 copy principle」すなわちすべての観念は、何らかの印象から得られるというヒュームの根本原則に基づき、それを確証する議論でもある。他方、そのコピー原理そのものは、ヒュームの認識論においてその適用の妥当性が問題にされてきた主題である。私はヒュームの空間時間論におけるコピー原理の役割からコピー原理の妥当な解釈を読み取ることが可能であると主張したい。ヒュームによれば空間は印象の様式から得られる抽象観念である。ヒュームにおいて印象の様式(manner)は観念を形成する重要な要素であると考えられる。空間時間論におけるヒュームのデカルト批判の核心は、まさにデカルトにおける実体としての延長概念を、印象の様式としての様相の理論へと書き換えたことに存する。これは実体概念の脱構築を根本的な主題とする近代哲学に対する重要な貢献として明確に評価されるべき事柄であるといえよう。

こうした理解によって、ヒュームの空間時間論と外的物体論の関係も一層明確にされる。ヒュームの空間時間論と外的物体論の重要な共通点は、両者が想像力の虚構(fiction)とされる点にある。ヒュームにおける外的物体論は、その前提としての空間時間論が成り立たなければ根底から崩れることになる。それゆえ空間時間論と外的物体論を同一の議論の二側面として理解することが必要である。ヒュームの外的物体論は公共的世界の秩序の成立の理論として解釈しうる。(この主張については拙稿「ヒューム外的物体論と公共的世界の成立」『哲学』(三田哲学会) 116集、2006を参照のこと。)ヒュームは空間時間がそれ自体で存在するいかなる対象でもなく、対象の存在の秩序の観念であると主張する。この意味で、ヒューム空間時間論は人間的自然の秩序の成立の理論であり、本報告において私はこの点にヒューム空間時間論の道徳哲学的含意が見出されることを論じたい。

* 本発表は日本学術振興会研究助成金、基盤研究(C)による研究成果の一部である。

第1報告

古典的経験論と自然主義

富田 恭彦(京都大学)

私事ながら、「若い頃」というのはもうかなり以前のことになる。その頃国際的に話題になっていたものの一つが「基礎づけ主義」である。大学で哲学を専攻することになった理由の一つが絶対的真理の存否とその把握可能性であったため、基礎づけ主義の問題はゆるがせにはできず、今でもそれは自分にとって大きな関心事である。

はたち前の数ヶ月間、私は極端な観念論的基礎づけ主義者であった。だが、やがて、真理についてかなり緩やかな考え方をすべきであると考えようになった。そして、その理由を明らかにすることが、結局今日までの私の研究の主要テーマであったように思う。基礎づけ主義者デカルトの第一哲学が、結局のところ当時の様々な常識や科学的知見に基づかなければ成り立たず、その意味でデカルトの基礎づけ主義は純粋な形では成立しえないというのが、私の卒業研究の結論である。そうした事情から、自らが承認する粒子仮説に依拠しつつ科学の可能性や認識の範囲を考察しようとしたロックの営みを形式的循環として斥ける立場を、私は受け入れることができない。かつてハイデッガーは存在への問いの基礎にすでに存在理解があることの指摘をもって『存在と時間』を始めたが、ロック的思考を循環として切り捨てるのは、ハイデッガーの指摘を単なる循環としか見ないのに等しい。かくして、私のロック研究は、循環を肯定する立場から進められ、循環を進んで受け止めようとしたもう一人の20世紀の哲学者、クワインが、その支えであった。

私のイギリス経験論研究は、また、フッサールにも支えられている。フッサールから学ぶことは多かったが、学部生のときに最も多くを考えさせてくれたのは、彼の『論理学研究』である。私はその書物から、とりわけ、「意味」と呼ばれるもののふるまいと、様々な対象に向かう心的作用とに目を向け、それを捉えるよう努めることを学んだ。基礎づけ主義をどう見るかについては、私はフッサールと大きく見解を異にする。しかし、フッサールの視点からイギリス経験論の主張を追思索ないし追体験しようと試みることによって、われわれがそこから学ぶことは少なくないと、私は思う。

今回の発表で私が論じることはすべて様々な形で公表されており、その意味で新たなものはない。私の主張の基礎をなすのは、17世紀の観念説がそもそもクワイン的な意味での自然主義的性格を持つものとして成立し、パークリの観念論やカントの表象説は、原型的観念説の自然主義的論理が歪められた結果であるという見方である。本発表では、もう一度ロックの観念説の自然主義的論理に戻り、それを明確にするよう努めたい。その上で、時間が許せば、パークリの観念論やカントの表象説の論理がいかなる意味でその自然主義的論理から派生したとみなければならぬかを示したい。

第2報告

ロックとリバタリアン—刑罰の正当化論をめぐる—

今村健一郎 (東京大学大学院生)

ロックにおいて、政治的権力が発生する以前の自然状態とは、「[万人が] 他者の許可を求めたり、他者の意志に依存したりせずに、自分が適当と思うままに、自然法の範囲内で、自分の行為を指示し、自分の財産と人格を処分する完全な自由の状態」であり、「その状態における自然法の執行は万人の手に委ねられており、それによって各人はその法の違反者を処罰する権利をもっている」とされる。しかしながら、各人が自然法の執行権を有するこの状態には、自愛や激情や復讐心によって公正であるべき自然法の執行が歪められるという不都合が付随する。そうした不都合を解消すべく、人びとは自らが有する自然法の執行権を放棄し、それを共同体 (the Community) の手に譲渡する。これによって政治社会 (Political Society) は、政治的権力すなわち「所有権を規制し保存するために死刑およびそれ以下の全ての刑罰を伴う法をつくり、そのような法の執行において共同体の力を使用する権利」を獲得する。

ロックの『統治論』は自然状態から国家へと至る道筋を以上のように描いている。ノージックの『アナキー・国家・ユートピア』の第1部は、このロックの国家発生論を継承し、それを現代哲学の装いのもとで再構成したものに他ならない。その『アナキー・国家・ユートピア』が、その巨大な影響力のゆえに、現代の社会哲学においてすでに古典的地位を獲得しているということに敢えて異論を挟む者はいないであろう。イギリス古典経験論の系譜に属する哲学者の議論が現代哲学に与えた影響を論じる際に、ロックの『統治論』がノージックをはじめとするリバタリアンや、リバタリアンに対抗する現代の論者たちに与えた影響を無視することは不可能である。あるいはむしろ、現代の社会哲学の論者たちは、ロックの議論をわれわれと同時代人の議論として扱っていると言った方が実情に即しているとも思われる。

生きた古典として今なおわれわれを刺激し続けて止まないロックの『統治論』の中でも、とりわけ目を引くのが彼の刑罰論である。政治社会において国家が有する政治的権力の源泉は、自然状態において万人が有していた自然法の執行権ならびに犯罪者の処罰権にあるのだから、ロックにおいてはこの執行権・処罰権の正当性の範囲が、国家の作用の正当性の範囲を決定すると言える。

ロックは刑罰の正当化根拠として「賠償と制止」の二つを挙げている。前者の「賠償」という根拠によって正当化されるのは、犯罪の被害者が加害者に対して有する損害賠償請求権を実現するための強制執行権であろう (損害賠償請求権自体は政治社会においても被害者たる政治社会の成員本人に留保される)。しかし現代のわれわれが理解するところでは、強制執行は刑罰ではない。そうすると、ロックに残された刑罰の正当化根拠は「制止」すなわち一般予防と特殊予防のみということになる。

この予防という根拠に対しては、被害者に対する賠償を済ませた加害者に自由刑や財産刑を科し、以って将来の犯罪の予防のために役立てることは加害者の所有権に対する侵害であるという反論が存在し、さらには犯罪者は社会に害を加えたのではなく、被害者の権利を侵害したのであるから、犯罪者への制裁は被害者への損害賠償に限定すべきであるというリバタリアンの側からの提案すら存在する。このような反論に対しては、侵害には、それを蒙った場合には完全に賠償されるということが知られていてもなお、人びとに恐怖や不安を与えるような種類の侵害が存在し、それゆえにその種の侵害は法によって禁止され、処罰の対象となるのだ、というノージックの議論による応答が可能である。

本報告は、ノージックやバーネットをはじめとするリバタリアンの刑罰論を参照しつつ、ロックの刑罰論への理解を深めることを目的としたと思う。

第3報告

必然性および道徳性に関するヒュームの擁護

久米 暁 (関西学院大学)

「必然性および道徳性に関するヒュームの擁護」というタイトルを見て、首をかしげる人も多いだろう。必然性や道徳性に対してこれ以上無いほどに手厳しい批判を加えたのがヒュームではなかったのか。「観念の関係」に含まれる論理的必然性だけを認め、対象間の結合の必然性(事後的必然性)を否定して、「事実」については蓋然性しか得られない、そしてそれでも構わない、と論じたのがヒュームの因果論ではなかったのか。道徳を理性から引き離し、情念や感情に基づけることによって、結局、個人的好みとは異なるような道徳判断の可能性を否定し、そしてそれでも構わないと論じたのがヒュームの道徳論ではなかったのか。

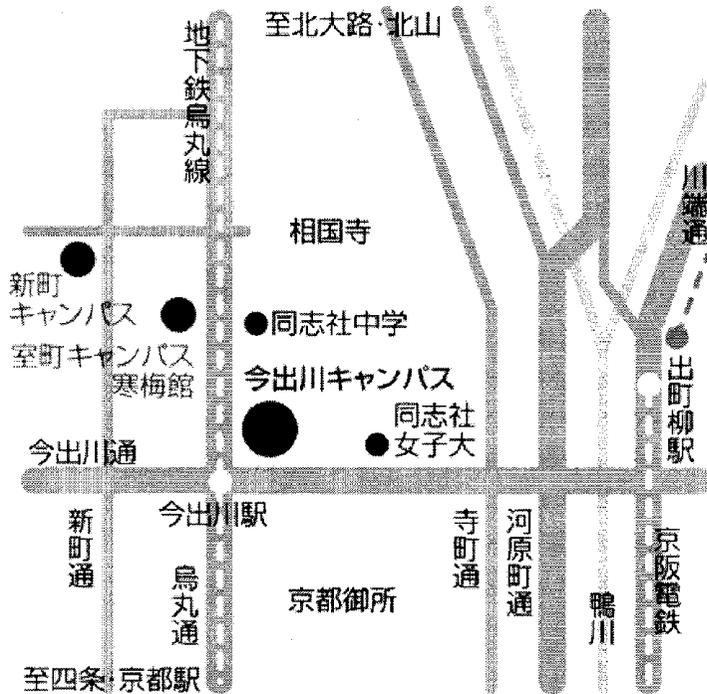
そうではない、と論じ切るのが本報告の目標である。ヒュームは、「Aが存在すれば必ずBが存在する」という必然性言明を、「Aが存在すればBが存在する可能性が高い」という蓋然性言明に還元することなく、擁護しようとしていた。また、「それは道徳的に悪い」という道徳言明を、「それは嫌である」という個人的好みに還元することなく、擁護しようとしていた。本報告はこれらの点を、現代の分析哲学において議論されてきた様々な論点、例えば、帰納の問題、であるべきである問題、価値判断と動機との内在主義(Internalism)の可能性、情動主義の可能性、基礎づけ主義や対応説の問題、あるいは真理論、等々と絡めて論じることによって、ヒュームの議論と分析哲学とのつながりの一端を例証しようと思う。

まず、必然性について言えば、ヒュームが必然性の信念を批判し、蓋然性の信念だけを擁護した、と考えるのは間違っている。帰納に関するヒュームの分析は、言うまでもなく、必然性と蓋然性とのギャップを示す議論ではない。その分析は、必然性だけでなく蓋然性の信念さえも理性によっては得られないと論じる議論であって、蓋然性の信念が得られると考えるためには、理性の代わりに習慣という原理が根底に働いていると認めなければならないことを示している。そして、一旦、習慣の原理を根底に認める以上は、蓋然性と区別して必然性の信念だけを批判する根拠はなくなる。さらに、必然性の信念に関するヒュームの分析は、その虚構性を暴く議論ではなく、むしろ逆に、必然性の信念の客観性を否定する根拠を奪う議論である、と解釈することができる。

同様のことは、道徳性に関するヒュームの議論にもあてはまる。ヒュームが個人的好みとは異なるような道徳判断を否定した、と考えるのは間違っている。「であるべきである」のギャップに関するヒュームの指摘は、言うまでもなく、客観的な「べき性」を唱える立場が不可能であることを示した議論ではない。それは、理性とは別に感情がわれわれの根底に働いていると認めなければ、個人的好みを含めたいかなる価値も不可能だと論じる議論である。そして、一旦、価値の可能性を肯定するために感情を根底に認める以上は、個人的好みと同様、それとは区別される道徳感情を批判する根拠がなくなる。むしろ感情に根ざしていなければ道徳は擁護できないとさえヒュームは考えたのである。さらに、道徳に関するヒュームの分析は、その虚構性を暴く議論ではなく、むしろ逆に、道徳の客観性を否定する根拠を奪う議論である、と解釈することができる。

なお、時間があれば、同様の議論が、ヒュームの宗教論にあてはまるかどうかについて言及してみたい。

同志社大学 今出川キャンパスへのアクセス

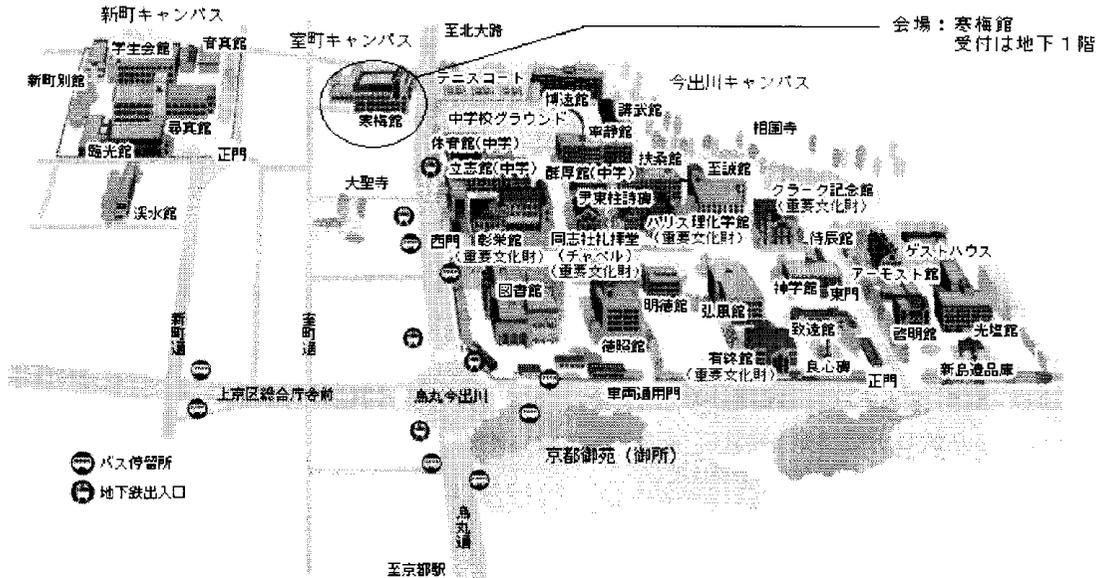


今出川キャンパス 〒 602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入

TEL 075-251-3120 (広報課) http://www.doshisha.ac.jp/access/ima_access.html

会場案内

同志社大学 今出川キャンパス 寒梅館



http://www.doshisha.ac.jp/access/ima_campus.html

寒梅館 地下1階ロビー 受付

寒梅館 地下1階 ハーディーホール 総会・会長講演・シンポジウム会場

寒梅館 2階 211教室 個人研究報告 第1会場

寒梅館 2階 201教室 個人研究報告 第2会場

寒梅館 7階 SECOND HOUSE will 懇親会場

大会当日の連絡先

〒605-8580 京都市上京区今出川烏丸東入

同志社大学 法学部事務室

Tel 075-251-3510 内線 3510

《 会員の皆様へ——大会参加にあたって 》

1 学会費

学会費未納分のある会員は同封の振替用紙にて郵便局でお振り込みください。未納分のある会員にのみ、振替用紙を本案内に同封しています。また、封筒の宛名ラベルの右下には2006年度分までの請求額が印字されています（0もしくはマイナスの数字は、会費を納入済みであることを示します）。年会費は6,000円です。なお、大会会場での会費納入の受付は行いません。

2 大会参加費

1,000円を大会受付にてお支払い下さい。ただし、大学院生会員については参加費が免除されます。非会員の方には2,000円（大学院生は1,000円）をお支払いいただきます。

3 昼食

キャンパス内および周辺のレストラン等をご利用下さい。弁当のご用意はいたしません。

4 懇親会

会場 同志社大学 寒梅館7階 SECOND HOUSE will

3月27日（火）午後6時開宴。懇親会費（一般会員6,000円、大学院生会員4,000円）を大会受付でお支払いの上、懇親会券をお受け取りください。

5 会場校問合せ先（大会事務局）

〒602-8580 京都市上京区今出川烏丸東入
同志社大学法学部 濱 真一郎 研究室
Tel & Fax 075-251-3555
E-mail shama@mail.doshisha.ac.jp

日本イギリス哲学会第31回総会・研究大会 プログラム・報告要旨

発行日 2007年2月1日

発行者 日本イギリス哲学会 会長：寺中平治

事務局 〒150-8983 東京都渋谷区広尾4-3-1

聖心女子大学文学部哲学研究室内 日本イギリス哲学会事務局

事務局担当理事 米澤克夫 E-mail yonezawa@u-sacred-heart.ac.jp

Tel 03-3407-5913 Fax 03-3407-5587 郵便振替 00110-8-14654

学会ホームページ <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jsbp/>